

会計年度任用職員(パートタイム・日給制)登録受付

▶登録方法 履歴書を総務課に提出してください。

※任用予定開始時期の前々月の15日までに登録が必要です。

(例 令和8年4月1日から任用される職種を希望する場合、**令和8年2月13日**までに登録)

▶任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ▶注意事項
- 予算や事業の実施の有無、人員配置などで、募集内容が変更される場合があります。
また、人事院勧告や令和8年度予算額などで報酬の額が変わる場合があります。
 - 履歴書の備考欄に以下の一覧の希望する職種の番号(①～⑧)を記入してください。
 - 登録した人の中から選考して任用しますので、必ず任用されるとは限りません。
 - 登録の有効期間は令和9年3月31日までです。令和7年度に登録済の人は、令和8年3月31日で有効期間が終了します。
 - 勤務時間は原則として、8：30～17：15(うち60分休憩)の7時間45分です。
 - 費用弁償(通勤手当相当額)は規定により支給します。(パートタイム・月給制と同様)

番号	所属	勤務場所	募集人数	勤務内容など
①	こどもみらい課	うみハピネス	1人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／事務補助(母子保健係) 任用期間／年間96日(月8日) 日 給／9,398円～9,614円 期末勤勉／無 要 件／パソコン初級程度(ワード、エクセルなど)
②	シティ プロモーション課	宇美町立 歴史民俗資料館	1人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／資料館受付、施設管理、資料の整理・管理・保存業務など 任用期間／年間132日(月11日)※土日・祝日勤務あり。 日 給／9,398円～9,614円 期末勤勉／有 要 件／パソコン初級程度(ワード・エクセルなど)
③	社会教育課	社会教育課事務室 (住民福祉センター)他	1人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／一般事務補助 任用期間／年間96日(月8日) 日 給／9,398円～9,614円 要 件／パソコン初級程度(ワード、エクセルなど)、普通運転免許 ※面接時に原本確認
④	学校教育課	町内小中学校	3人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／特別支援教育支援員／特別支援学級などでの学習支援 任用期間／年間132日(月12日程度1日6時間勤務) 日 給／8,621円～9,260円 要 件／教員、保育士、看護師、介護福祉士、保健師、理学療法士、社会福祉士の資格または免許 ※面接時に原本確認
⑤	学校教育課	町内小中学校	4人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／事務補助(学校)／チームティーチング指導など担任の補助 任用期間／年間480時間 (1日2～6時間を勤務日によって割り振ります) 時 給／1,212円～1,240円 期末勤勉／無
⑥	学校教育課	町内小中学校	2人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／教育支援センター 専任指導員(学校) 任用期間／年間170日(月15日程度1日6時間勤務) 日 給／9,301円～9,847円 期末勤勉／有 要 件／教員免許 ※面接時に原本確認
⑦	学校教育課	町内小中学校	2人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／中学校給食事務 任用期間／年間1,032時間(1日4～6時間勤務) 時 給／1,212円～1,240円 期末勤勉／有
⑧	学校教育課	し～ず・うみ内 教育支援センター	1人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務内容／協力指導員(くすのき教室)／専任指導員の運営補佐 任用期間／年間86日(1日6時間勤務) 日 給／9,301円～9,847円 期末勤勉／無 要 件／教員免許 ※面接時に原本確認

問 総務課 人事秘書係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

介護保険制度で確定申告時に添付できる資料について

●社会保険料控除のための介護保険料納付証明書

介護保険料は、社会保険料控除の対象です。

納付書払いの人は領収書、口座振替またはバーコード・スマホ・オンライン決済をされた人は納付済通知書(1月20日頃介護保険広域連合から郵送予定)をご利用ください。特別徴収(年金天引)の人は年金保険者からの源泉徴収票に納付額が記載されています。

健康課でも「納付証明書」を発行できます。必要な人は身分証明書を持ってお越しください。

●要介護認定による障害者控除対象者認定書

本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、健康課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。証明書が必要な人は身分証明書を持ってお越しください。

①令和7年12月31日現在65歳以上で介護保険の要介護1～5の認定を受けている人

②令和7年12月31日現在65歳以上で6か月以上臥床し、食事、排泄などの日常生活に支障のある人
(医師の診断書が必要)

※障害者手帳などをお持ちの人は、手帳などの提示で控除を受けることができます。

●医療費控除に係る医療費控除対象者証明書

おむつ代の医療費控除を受けるためには、医師が作成した「おむつ使用証明書」が必要となります。介護保険法に基づく要介護・要支援認定を受けた人は、認定時の「主治医意見書」を確認することにより、「おむつ使用証明書」に代えた「確認書」を発行できる場合があります。窓口でご相談ください。

※上記すべての手続きにおいて、扶養者、本人、配偶者、同居の親族以外の人は委任状が必要です。

また、各証明書発行には数日かかる場合があります。早めの申請をお願いします。

問 健康課 介護・高齢者支援係 ☎934-2243 FAX933-7512(代)

マイナンバーカードの更新手続き

マイナンバーカードには10年(18歳未満は5年)の有効期限があります。

有効期限を迎える人に対して、有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が送付されますのでご確認ください。オンライン、証明用写真機、郵便、住民課窓口にて更新手続きができます。

更新手続き後、交付通知書が届きますので、住民課窓口にて新しいカードの交付を受けてください。

更新にかかる手数料は、無料です。

また、有効期限を過ぎたマイナンバーカードは、本人確認書類として使用できなくなりますので、期間内に更新手続きを行ってください。

※申請書に添付する顔写真は、最近6か月以内に撮影したものをご使用ください。

(正面、無帽、無背景のもの)

マイナンバーカードの
更新手続きについて▶



問 住民課 戸籍住民係 ☎934-2241